

平成30年度山梨県障害者自立支援協議会報告書

令和元年8月29日

1 山梨県障害者自立支援協議会の概要

(1) 設置

平成19年2月

(2) 目的

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的として、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議する。

(3) 活動内容

- ・ 県内の地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言する
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議する
- ・ 県全体の相談支援体制のあり方を協議する
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及する
- ・ その他、協議会において必要と認めた事項

(4) 委員構成

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（20名）

(5) 部会構成

- ・ 相談支援・人材育成部会
- ・ 地域移行部会
- ・ 権利擁護部会
- ・ 重症心身障害児者（医療的ケア）部会
- ・ 就労支援部会

2 平成30年度の活動を踏まえた課題と今後の取組

(1) 相談支援・人材育成部会

【課題】

- ・ 各地域における基幹相談支援センター等による研修の実施状況と相談員の研修ニーズの把握、および研修の協働（シェア）の検討
- ・ 各地域の相談支援体制における課題の再確認及び整理、課題解決に向けた協議。
- ・ 県・市町村・事業所単位での重層的な人材育成の仕組みづくり

【今後の取組】

- ・ 人材育成ビジョンの更新

- ・ 相談支援体制について、課題解決に向けて県と各地域が取り組むことの整理
- ・ 人材育成ビジョンに基づく、県と各地域が連動した重層的な人材育成の仕組みづくり

(2) 地域移行部会

【課題】

- ・ 障害者入所施設における地域移行の促進
- ・ 精神科病院の長期入院患者の解消に向けた地域相談支援活用の継続的な普及啓発活動
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【今後の取組】

- ・ 障害者入所施設の事業展開に対する考えの二極化（地域で暮らすことが現実的な施設と施設で暮らし続ける以外の提案が出来ない施設）については、支援者の意識改革を目指した研修等の継続
- ・ 精神科病院における地域相談支援活用の継続的な普及啓発活動
地域移行促進を目的とした継続した関係者研修の実施。
地域特性を意識した戦略の検討。
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
圏域単位、市町村単位の地域課題をとりあげる協議の場等、地域協議会の機能強化に向けた提言。
- ・ 地域の相談支援体制（質・量）の一層の充実
指定一般相談支援事業所の少なさや圧倒的な相談支援専門員のマンパワー不足、また法人の都合による事業所の縮小や異動によって相談支援専門員自身が経験値を積むことが十分にできない現実。更に地域協議会自体が地域の相談支援体制についての危機感が薄く感覚的。基幹相談の機能強化と合わせてそれぞれの地域がどのような相談支援体制を検討していくのかサポートしていく必要性あり。

(3) 権利擁護部会

【課題】

- ・ 以前より「権利擁護について考える座談会」を通じてさまざまな障害当事者の生の声を聴いているが、その中で「地域で活躍できる場所が限られることや障害理解が進まない。」等の地域の課題がある。
- ・ 障害者総合支援法の基本理念や障害者基本法の中でも、障害者本人の「意思決定支援（日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活を送れること）」について配慮が求められており、普及啓発の取り組みが必要である。

【今後の取組】

- ・ 地域自立支援協議会との協働による、権利擁護をテーマとした研修会等の開催
- ・ 権利擁護フェスの開催 年3回（6月、9月、11月）
- ・ 各地域の障がい当事者（今後、地域の中核となる人材）とのネットワーク作り
障がい当事者の学びの場や意見交換を通じ、「地域の中で障がい者が意見を発信

してくことや場の必要性について」等の協議を深めていく。

(4)重症心身障害児者（医療的ケア）部会

【課題】

- ・ NICU から在宅支援に移行する間の病院ワーカーと地域の保健師、福祉部局の連携が十分でなく、母親が不安を抱えたまま、家庭での抱え込みの状況になることがある。
連携体制の強化や適切な資源に繋ぐためのコーディネーターの存在が必要。
- ・ 介護者は十分な休養が取れず、疲弊している。日中一時や短期入所を利用したいが、受け入れ先は限られている。ご本人の視点からは自立に向けての体験をする機会がない。
社会資源となる事業所の看護師や介護士のスキル向上の機会を確保することや、福祉強化型、医療型短期入所等を行う事業所や医療機関を増やすことが必要。
- ・ 地域間の格差がある（市町村地域生活支援事業の運用、社会資源など）。

【今後の取組】

- ・ 支援体制を検討する協議の場の確立・活性化
平成 30 年度末までに各市町村もしくは圏域に支援体制を協議する場が設置され、今後は各市町村において実態の把握や課題についての協議が進められる。自立支援協議会をベースに設置されているところも多いことから、連携しながら、課題の対応などをしていく。
また、「山梨県医療的ケア児者支援検討会議」と連携しながら、部会で取り組むべき内容についても整理していく。
- ・ 医療的ケア児等支援コーディネーターの養成、配置の促進
今までの支援者養成研修等の取組みを踏まえ、「医療ケア児等支援コーディネーターの養成研修」の実現方法を検討し、年度中には実施していく。また、県（広域）におけるコーディネーターの必要性や役割についても検討する。
- ・ 事業所の受け入れ強化
上記の研修等の実施にて事業所の人材育成を図っていくと共に、事業所の受け入れが促進される内容の検討や提示を行っていく（事業所利用時のサポート方法、地域の医療機関との連携方法等について）。
- ・ 地域間格差の解消
資源の少ない地域については、医療機関や介護事業所にも対応してもらう必要があり、ニーズや受け入れ方法等について伝える機会を作っていく。市町村の地域生活支援事業の運用などについても、課題に対応してもらえるように情報共有を行っていく。

(5)就労支援部会

【課題】

- ・ 福祉から一般就労への伸び悩み、及び、就労移行支援事業所における利用者の定員割れ

- ・ 工賃向上
- ・ 新規事業である就労定着支援事業における適正な利用に関する確認
- ・ 山梨社会就労センター（山梨SEL P）との連携
- ・ 地域ごとの障害福祉サービス支給における差により、不利益な当事者が発生していないかの把握

【今後の取組】

- ・ 圏域ごとのネットワーク研修の継続を行い、地域ネットワークが定着するようにバックアップしていく。
- ・ 就労移行の定員割れが見られる中で、就労移行支援事業の廃止・休止を行う事業所が増えていることもあり、地域ごとでの就労移行事業の必要性の確認や利用者確保に向けての取り組みを行う。
- ・ 山梨SEL Pと連携し、工賃向上の取り組みや人材育成を図っていく。
- ・ 地域ごとの障害福祉サービス支給状況の把握を行う。